

○牧之原市開発行為等事務処理要領 一部抜粋（適合証明）

（開発行為及び建築等に関する証明書）

第19条 省令第60条の規定による証明書の交付に関しては、次により行うものとする。

（1） 細則第19条に規定する都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書（様式第42号）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

区分		図書
ア 法第29条の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明（宅地の分譲にあつては、開発者が一括して証明を求める場合に限る。）	1 位置図 2 公図写し 3 区画確定測量図 4 開発行為に関する工事の検査済証の写し
	b 許可不要であることの証明	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 法第29条第1項各号又は第2項各号の一に該当する理由を示す書面（関係機関が発行する証明書（同条第1項第2号又は第2項第1項第2号に規定する農業、林業又は漁業を営号に規定する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為にあつては、農林漁業を営む者であることの証明書（様式第43号））等を含む。）
イ その他		1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の平面図 5 法第29条、第37条、第41条及び第42条の規定に適合する理由を示す書面（関係機関が発行する証明書等を含む。）

(2) 市長は、審査の結果、相当と認めるときは、省令第60条に規定する都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書を申請者に交付するものとする。

(3) 次の表の左欄に掲げる事項の証明は、原則として、当該右欄に掲げる図書をもって充てるものとし、前2号の事務処理は省略するものとする。

区分	図書
ア 法第29条第1項又は第2項の許可の内容に適合していることの証明(宅地分譲の場合を除く。)	当該許可に係る許可書の写し
イ 法第41条第2項ただし書、法第42条第1項ただし書の規定による許可の内容に適合していることの証明	当該許可に係る許可書の写し